

## 次期埼玉県教育振興基本計画策定有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県が教育基本法第17条第2項の規定に基づき次期埼玉県教育振興基本計画を策定するに当たり、幅広い意見を反映させるため、次期埼玉県教育振興基本計画策定有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 有識者会議の委員（以下「委員」という。）は、別表のとおりとする。

(役割)

第3条 有識者会議は、次期埼玉県教育振興基本計画の策定に関し、必要な意見を述べる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、次期埼玉県教育振興基本計画の策定の日までとする。

(座長及び副座長)

第5条 有識者会議に座長及び副座長を置く。

2 座長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副座長は、委員のうちから座長が指名する。

(会議)

第6条 座長は、有識者会議を招集し、その議長となる。

2 有識者会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、有識者会議に必要な者の出席を求めることができる。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(ワーキングチームの設置)

第7条 有識者会議は、議事を円滑に行うため、ワーキングチームを設けることができる。

2 ワーキングチームにリーダーを置く。

3 ワーキングチームのリーダー及び構成員は、委員のうちから座長が指名する。

(会議の公開)

第8条 有識者会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(事務局)

第9条 有識者会議の事務局は、教育局教育総務部教育政策課に置く。

2 有識者会議の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月10日から施行する。

## 別表

## 次期埼玉県教育振興基本計画策定有識者会議 委員

氏名	職業等
秋山 佳子	県立松山女子高等学校長
荒瀬 克己	独立行政法人教職員支援機構理事長 中央教育審議会会長
石井 ナナエ	一般財団法人自治体国際化協会地域国際化推進アドバイザー 一般社団法人多文化共生推進プロジェクト代表理事
城川 雅士	昌平中学・高等学校長
白井 聡子	県立浦和第一女子高等学校教諭
須藤 明	文教大学人間科学部教授
戸ヶ崎 勤	戸田市教育委員会教育長 中央教育審議会委員
名越 斉子	埼玉大学教育学部教授
林 文明	公益財団法人西熊谷病院理事長、院長
比嘉 里奈	埼玉県PTA連合会会長 埼玉県家庭教育アドバイザー
廣田 拓也	株式会社ソフィア代表取締役社長 株式会社ソフィアクロスリンク代表取締役社長
星 奈津美	公益財団法人日本水泳連盟アスリート委員会委員 東洋大学非常勤講師
星野 敦子	十文字学園女子大学副学長
堀田 香織	埼玉大学教育学部長
益川 弘如	聖心女子大学現代教養学部教育学科教授
三澤 一実	武蔵野美術大学教職課程研究室教授
渡辺 大輔	埼玉大学基盤教育研究センター准教授

(五十音順、敬称略)

合計17名